

農中総研 調査と情報

2014.9 (第44号)

■ 視 点 ■

よだかの星 古谷周三 2

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

業務用米の動向について

—増加する需要と求められる産地対応— 小針美和 4

卸売市場法改正（2004年）後の卸売市場流通 一瀬裕一郎 6

アメリカ農業センサスにみる若手経営者の動向 若林剛志 8

● 農漁協・森組 ●

肉用牛繁殖経営の基盤維持に向けて

—JA 鹿児島きもつきの取組み— 長谷川晃生 10

最近の個人預貯金の変動要因

—市場性金融商品との資金シフトに注目して— 佐藤彩生 12

● 経済・金融 ●

拡大する中国の地方債の試験的発行

—全面的解禁に向けた課題— 王 雷軒 14

改善が続く米国の雇用情勢と注目される雇用の質 趙 玉亮 16

■ 寄 稿 ■

農村地域におけるグリーンツーリズムの課題

岡山商科大学 経営学部 商学科 講師 大石貴之 18

■ 現地ルポルタージュ ■

農業を学び・実践・楽しむ直売所

—JA おちいまばり直売所「さいさいきて屋」— 室屋有宏 20

茶園を活用したソーラーシェアリングの取組み

—農家の安定副収入確保の可能性と普及の課題— 小田志保 22

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー 24

■ あぜみち ■

みかんで儲ける！

佐賀県農業協同組合 佐城地区中央支所 果樹課 赤瀬川 智 26

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。



農林中金総合研究所

よだかの星

代表取締役社長 古谷周三

1 よだかの星のお話

宮沢賢治に「よだかの星」という10ページ足らずの童話がある。仲間はずれの孤独なよだかが、星になるというお話。森の頂点に君臨する鷹は、名前が似ていることで日頃からよだかが気に食わない。ついにある日、鷹はよだかに向かって名前を「市蔵」に変えよ、鳥の仲間に挨拶して回れ、さもなくば殺すぞ、と改名を強要する。これを嘆いたよだかは、夜空の星座に生まれ変わりを頼んで回るが、すげなく断られる。覚悟を決めたよだかは、生来の飛翔力で命の限り星に向かって飛び続け、そのまま絶命する。そうして星になって生まれ変わるのだ。賢治の独特の宇宙観、生命観を映したリリカルな好編である。

改名を命ずる鷹の理不尽さは読み手の胸に刺さるが、鳥の仲間に仲裁役はいなかったようだ。思うによだかの悲劇は、名は鷹に似て、その実どの鳥とも似ていないという中途半端さにあるようだ。よだかの名はその飛翔力と鳴き声が鷹に似ていることに由来するが、鷹と違って夜に活動し、鋭いくちばしや爪もない、実は美しいかわせみの兄弟であることが明かされる。

2 農協改革の議論の底流にあるもの

——中途半端さに対する批判——

今回の農協改革論議は私に、この物語を思い起こさせる。改革を迫る理不尽さの印象が似ているから、ということはある。ただ、それにしても農協への同じような批判(農業の衰退は農協のせい)が10年以上にわたり、同じような論者により繰り返されるのは何故であろうか。

ここに至り私は、農協が事業を通じて企業と同じ世界で活動し、競争していることに思いを巡らさないわけにはいかない。鷹(企業)にとっては、同じ森に棲み、似た名前と能力を持ちながら、実は異なる本質を持つよだか(協同組合)が気に食わないのだ。農協の多面的な性格は、企業の競争原理を貫徹したい論者にとっては矛盾に満ちたものに映るらしい^(注1)。確かに農協は家族・地域(友愛)と国家・行政(平等)と企業(自由)の狭間の中間帯にいる。三者の価値を共有しながら、そのどれにも特化しない。その中途半端さが攻撃的になるのだ。曰く「農業の競争・成長に特化せよ」「行政の下請けになるな」「兼業農家が日本農業をダメにした」。

しかし、このことは多分、中山間・多雨の環境下で築いてきた日本の農業が市場経済と自然資源の持続可能性との接点で営まれていることと無関係ではない。特に移行期にある今の農業は、法人から高齢者の生きがい農業まで多様な担い手の危ういバランスの上に成り立ち、全体で地域なり環境が維持されているのだ。そして成長の芽も地域の活力から育つ。「農業と地域の活力創造」は一体のテーマであり、企業的農業経営の一点突破で解決できる問題ではない。農家だけでも、国家・行政だけでも、企業だけでも支えきれない農業と地域の問題がある。

①農家だけでは市場に対応できない(個人と市場しかないことで苦しむ中国を見よ。安定した資材供給、計画的な生産、品質管理、出荷の苦勞)。

②国家・行政のルールと財政だけで地域農業は支えられない。新規就農も担い手への農地集約も農村現場での自主的な人的調整で運

営されるのだ。

③外部の企業参入についても然り。地域との調和がなければ、農村の構造問題、高齢化と担い手への円滑な移行は調整できない。

こうしてみると農協が三者の中間に位置し、多様な事業基盤と社会活動の両面を持つ組織だからこそ果たしうる役割がある。それは^(注2)ペストフによれば社会的経済部門の担う領域であり、協同組合の領域でもある。今回、農協は産業としての農業に純化すべしとの論調だが、純化すると抜け落ちる重要な価値・領域があり、人的組織である協同組合こそがそこを埋めることができるのだ。

3 農業の多様性への対応が命

この童話のもう一つ私たちに大切なことを教えてくれる。森は鷹だけで成り立っているのではないことだ。猛禽類である鷹は小動物を食い、よだかは昆虫を食い、かわせみは魚を食う。その生態系の循環が維持されなければ森は維持できない。よだかは死へ旅立つ別れに弟のかわせみを訪ねてこう言うのだ。「お前もどうしても取らなければいけない時のほかはいたずらにお魚を取らないようにして呉れ」。よだかは森のルールを知っていたのだ。多様な生き物が共生しているからこそ、変化や危機に強い森が成り立っている。鷹だけが際限なく勝ち続けることの先に待っているのは、猛禽類同士の狂宴でしかない。

このことは私たちに自然相手の農業の世界も多様性が命であることを示唆してくれる。多様な品目、多様な担い手、多様な地域にあった農業のあり方、それに対処できる選択肢を提供できる存在こそ、「農業と地域の活力創造」に欠かせない。多様な事業基盤と参加型

の原理を持ち、農業と地域の専門家を抱える農協にはそれができるし、求められてもいる。これは企業では代替できない機能だ。

4 示すべきモデル

こうしてみると我々の示すべきモデルは、以下の4点ではあるまいか。

①地域農業・担い手の多様性に応じた処方箋作りをリードし、②農業のプロであることの信頼を核に地域の内発的な発展を協同活動・事業で引き出し、③農地や水等、地域の自然資源を多様な関係者をまとめながら長期的に保全し、④単協・連合会の組織・機能を適切に組み合わせて新たな成長の芽を育てる。

農業と地域に責任ある組織として我々は、地域の特性に合わせた手触り感ある農業と地域の具体的ビジョンを世に示す時である。そのためには組織と事業の幅広い選択肢を持たねばならない。これが「農協かくあるべし」と現実を枠組みに押し込もうとする理念的批判に対して、我々協同組合だけが提示できる解である。もう理念的対立の応酬は止めにして、現実に対してしたたかでしなやかに経営していく姿勢を示さねばならない。

そのために必要な改革は躊躇してはいられない。有利販売・有利調達を再点検する。地域リーダーとして、異なる農法や新規就農者や農協卒業組の経営も間口広く受け入れてビジョンを示す。市場シグナルに敏感にビジネスを掘り起こし、地域の組織・行政・消費者とも連携してコミュニティビジネスを興し、女性や高齢者にも機会を与え、価値の地域内循環を目指す。連合会とも連携して外部の産業から技術やノウハウを活用する。農業者の教育と営農と経営指導も再構築する。連合会はそのらを全面的に支援する。

我々は「市蔵」にも星にもなるわけにはいかないのだ。

(ふるや しゅうぞう)

(注1)大泉一貫は農協を「矛盾統合体」と呼んでいる。

『農協の未来』(2014)勁草書房

(注2)ピクター・A・ペストフ(2012)「共生する社会を目指して」『農林金融』9月号

業務用米の動向について

——増加する需要と求められる産地対応——

主事研究員 小針美和

1 主食用米における業務用需要のウェイトの高まり

主食用米の総需要量は、食生活の多様化などを背景に減少傾向が続いている。しかし、消費形態別の内訳をみると、家でご飯を炊いて食べる家庭内消費の減少幅が大きい一方で、食の外部化に伴い中食・外食向けに供される業務用米の消費量は増加傾向にある。全農の推計によれば、主食用米のうち業務用米の消費量は約320万トンで、総需要量に占める割合は4割に達するとみられる。

特に、最近はコンビニ等でのおにぎり・お弁当による消費が増えている。コンビニ最大手のセブン-イレブン・ジャパンでは、近年、おにぎり、お弁当等の「ファーストフード部門」の売上げが大きく増加しており、2014年2月期の年間売上高は1兆円を超えている(第1図)。このうち、おにぎりは年間に18億7,600万個を販売しており、売上高は2,000億円を超

えているとみられる。

2 業務用米の特徴

——実需者は値頃感と安定調達を重視——

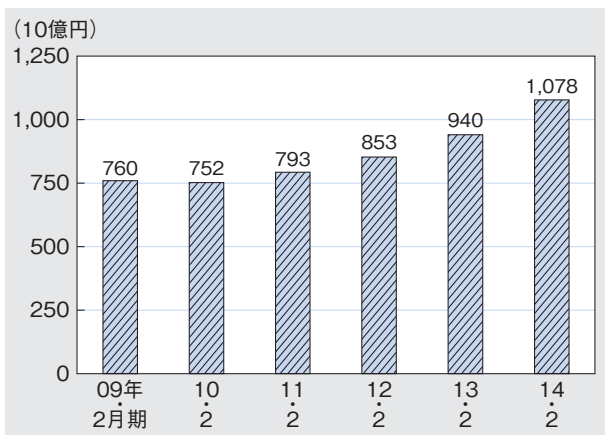
一般的に、消費者が直接コメを購入する際の基準としては、価格と合わせて「産地・産年・銘柄」を重視するとされており、小売店等の袋入り精米の販売では、コシヒカリ、あきたこまち、ゆめぴりかといった銘柄米の取扱いが多い。

一方で、業務用米の実需者は、安全が担保されていれば特定の産地や銘柄のみにこだわらず、①一定の食味、②割れにくく炊飯しやすい、③用途に応じた適性(おにぎりでは、形がくずれにくい、寿司用では酢が浸透しやすい等)をもつコメを、量・質ともに年間を通じて安定的に調達したいと考えている。

また、中食・外食産業ではメニュー価格の変更が難しく、原料価格の上昇を販売価格に容易に転嫁できない。そのため、原料価格の変動による収支への影響を抑えたいと、値頃感のある価格での安定取引を望む声も強い。

これらのことから、業務用米では、銘柄米よりも食味はやや劣るが、収量が多く価格の安い品種へのニーズが高い。

第1図 セブン-イレブン・ジャパン
ファーストフード部門売上高



資料 セブン&アイホールディングス有価証券報告書各年版

3 業務用米の課題

——需給のミスマッチ——

一部の農業法人等では、これらの業務用米のニーズをつかみ、多収性品種への転換を図る動きがみられる。しかし、稲作農家の多数

を占める小規模・高齢農業者の場合、新たな品種の栽培への切替えが困難なケースが多く、業務用米の潜在的な需要に対して生産量が追いついていないとみられる。

また、11年、12年においては、デフレの下お弁当等では値下げ競争が続く一方で、米価は11年産では前年比20%上昇、12年産ではさらに前年比10%上昇したことから、原料米調達コストの増加が中食・外食業者の収益を大きく圧迫することとなった。特に、12年においては、価格上昇コストを吸収しきれず、おにぎりや回転寿司のシャリ、お弁当のご飯の量を減らす等、原料米の使用量を減少させる動きも多くみられた。^(注)

4 安定調達に向けた新たな動き

このような状況の下で、コメの流通業界では、安定調達に向けた業務用米の流通体制の構築を模索する動きが活発化している。例えば、大手米卸の(株)木徳神糧では、おにぎりやお弁当に適した新品種の栽培について、農業者と直接契約を行いコンビニ向けに供給する取組みを進めている。

また、13年4月には、日本炊飯協会等の中食事業者で構成された4団体(約450事業者がいずれかの団体に加盟)が中心となり、会員のニーズにあった国産米の増加と価格の安定を目的に活動を行う「国産米使用推進団体協議会」が立ち上げられた。同協議会では、相場変動に連動するのではなく生産コストを反映した

(注)原料米の減少量は40数万トンに及ぶとする推計もある。農林水産省が公表した12年7月から13年6月の主食用米の需要実績は781万トンと当初の政府の見通しよりも18万トン少なくなったが、それは中食・外食での原料米使用量の減少に起因すると指摘されている。

価格での取引を進めていきたいとして、業務用米の複数年契約に特化したコメの取引市場「複数年産米コメ市場」を開設、14年産からの試行開始を目指して準備を進めている。

買い手の中心は団体に加盟している事業者を中心とする一方で、売り手としては、30ha以上の大規模生産者やコメ産地のJAが想定されている。これらの水稻への依存度が高い農業経営ほど、米価変動による価格リスクは経営上の最も大きな課題であり、そのリスクは今後さらに高まることが予想される。そのため、コスト削減に取り組むとともに、再生産可能な価格で長期的な取引を行うことで、経営をより安定させたいと考える農業法人等も増えている。

同協議会では、このような生産サイドのニーズと、中食の特徴に合ったコメを安定的に確保したいという実需者ニーズを結び付ける新たな市場を構築したいと考えている。

5 今後の課題

—国産米供給体制の確保—

以上みてきたように、コメ流通の現場では需要の変化に対応した新たな動きが進みつつある。今後は、単身世帯の増加に伴う家庭での調理機会の減少、高齢化による配食サービスや介護食の宅配利用の増加等により、コメの総需要に占める業務用米のウェイトがさらに高まるであろう。TPPの動向や米政策見直し等、コメをめぐる全体状況が厳しさを増すなかで、その需要を的確に把握し、国産米の供給体制を確保していくことが、JAグループの米穀事業にとってもますます重要になると考えられる。

(こばり みわ)

卸売市場法改正(2004年)後の卸売市場流通

主事研究員 一瀬裕一郎

1 はじめに

2004年に卸売市場法(以下「市場法」)が大幅に改正されてから今年で10年となる。本稿では、市場法改正後に卸売市場流通(以下「市場流通」)で生じた主な変化について、青果物を事例として紹介する。

2 市場法の主な改正点

04年の市場法の主な改正点は、①中央卸売市場(以下「中央市場」)の卸売手数料の弾力化、②中央市場から地方卸売市場(以下「地方市場」)への転換、③買付集荷の全面的自由化、④商物一致規制の緩和(商流は市場を経由するが物流は市場を経由しない商物分離取引の承認)、⑤第三者販売(卸売業者による売買参加者以外への販売)・直荷引き(仲卸業者による産地からの集荷)^(注1)の弾力化、の5点である。

ただし、これらの改正点のうち、市場法改正以前から商物分離取引や第三者販売は行われており、④と⑤については現状追認に過ぎないという面もある。また、市場法改正後も中央市場の卸売手数料は従前の料率がほぼ完全に維持されており、①の影響はこれまでに表面化していない。

以下では、残りの②と③によって、04年の市場法改正以降に市場流通にもたらされた変化について述べる。

3 中央市場から地方市場への転換

卸売市場の再編促進に向けた具体的な方策として、04年の市場法改正では、集分荷等で十分な機能が発揮できていないと判断される中央市場について、開設に農林水産大臣の認可が必要で規制が多い中央市場から、知事の

許可によって開設でき規制が少ない地方市場への転換が盛り込まれた。中央市場の整備促進を目指していた従前の市場法の方針から180度転換した。

青果物の中央市場のうち、市場法改正後これまでに地方市場へ転換した市場は、全国で18市場ある(第1表)。15年4月にも1市場の転換が予定されている。

ところで、地方市場への転換の目的は、卸売業者の経営の自由度を高め、卸売数量・価額を回復・増加させる等、市場の機能を十分に発揮させることにある。これまでに地方市場へ転換した例では、所期の目的が達せられていないケースがみられる。早い時期に地方市場へ転換した釧路市と尼崎市について、地方市場への転換直前年と最近年(12年)の卸売実績を示した(第2表)。釧路市では地方市場への転換後に卸売数量・価額が狙い通り増加している一方で、尼崎市では大幅に減少している^(注2)。つまり、地方市場へ転換する中央市場が増えているが、地方市場への転換が市場機

第1表 地方市場に転換した青果物の中央市場

転換年月	市場名
06年4月	釧路市、大分市
07・4	川崎市南部、藤沢市、尼崎市
08・4	呉市、下関市
09・4	三重県、函館市
09・10	室蘭市
10・4	山形市
11・4	甲府市、富山市
12・4	秋田市
13・4	佐世保市千尽
14・4	福島市、千葉市、船橋市
15・4	姫路市(予定)

資料 農林水産省(2014a)

第2表 地方市場への転換前後の卸売実績

(単位 トン、百万円)

			野菜		果実	
			数量	価額	数量	価額
釧路市	05年	実数	22,806	4,600	13,081	3,459
	12	実数	25,966	6,157	13,100	3,755
	12	指数 05年=100	113.9	133.8	100.1	108.6
尼崎市	06	実数	28,115	5,660	9,899	2,504
	12	実数	21,230	4,167	5,205	1,526
	12	指数 06年=100	75.5	73.6	52.6	61.0

資料 釧路市公設地方卸売市場「市場年報」、尼崎市公設地方卸売市場「市場年報」

能の発揮につながる起死回生の策とならないケースもみられる状況である。

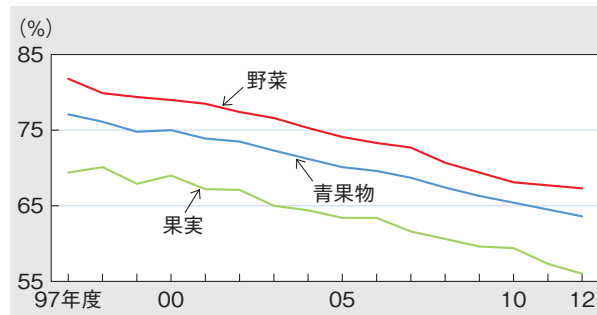
4 買付集荷の全面的自由化

04年の市場法改正で、旧法の「自己の計算による卸売の禁止(第38条)」「委託手数料以外の報償の収受の禁止(第41条)」が削除された。この改正により、卸売業者が自らの判断によって産地から荷を買い付け、利益を上乗せして売買参加者へ販売することが、完全に解禁された。

買付集荷の自由化によって、中央市場では青果物の委託集荷割合が、04年度の71.2%から12年度の63.6%へと低下した(第1図)。また、買付集荷された荷の多くは予約相対等セリ以外の取引によって販売されるため、委託集荷割合と並行して、中央市場では青果物のセリ取引割合も同時期に25.3%から12.6%へと低下した。(第2図)。

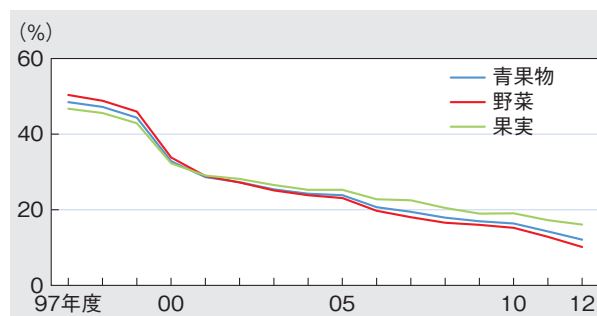
買付集荷は利益率が低いため、買付集荷の増加と委託集荷の減少は、卸売会社の収益を

第1図 委託集荷割合の推移



資料 第1表に同じ

第2図 セリ取引割合の推移



資料 第1表に同じ

低下させ、経営を圧迫する一つの要因とされる。青果物の市場流通を安定的に維持するには、卸売業者が買付集荷から適正な利益を確保できる方策が求められる。

5 今後の展望

農林水産省では14年7月に「卸売市場流通の再構築に関する検討会」を設置し、第10次卸売市場整備基本方針策定に向けた論点整理を進めている。同検討会では卸売市場の再編やコールドチェーンの整備促進等が議論されており、これらの論点が今後の市場流通のあり方に影響するとみられる。

<主要参考文献>

- ・一瀬裕一郎(2014)「日本農業をめぐる情勢と見通し—米政策見直し、TPPなど岐路に立つ日本農業—」『農林金融』第67巻第1号
- ・農林水産省(2014a)「平成25年度卸売市場データ集」
- ・農林水産省(2014b)「卸売市場をめぐる情勢について」
- ・藤島廣二(2005)「2004年改正卸売市場法の特徴点と問題点」東京農業大学『農村研究』第100号

(いちのせ ゆういちろう)

(注1) 04年の市場法改正についての詳細は藤島(2005)等を参照。

(注2) 報道によると、尼崎市の地方市場に入場していた唯一の青果卸である尼崎中央青果株式会社は経営不振で14年1月に倒産した。

(注3) 例えば、農林水産省「卸売市場の将来方向に関する研究会」の資料(下記のURL)を参照。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/sizyou_kenkyu/02/pdf/01.pdf

アメリカ農業センサスにみる若手経営者の動向

主事研究員 若林剛志

1 若手経営者の増加

2014年5月2日に2012年アメリカ農業センサス(以下「センサス」)が公表された。農務省(USDA)の同日付報道資料が注目すべき点として、農業開始から10年に満たない新規就農者数や新規就農者のうち主として農業に従事する35歳未満の農業経営者(以下「新規若手経営者」)^(注1)数の増加を挙げている。しかし、後者の新規若手経営者に関するデータは限られているため、代わりに主として農業に従事する35歳未満の経営者(以下「若手経営者」)の動向を中心に紹介する。両者の違いは農業開始からの経過時間を考慮するか否かであり、若手経営者の73%が新規若手経営者に該当する。なお、紹介する数値は、後で述べる予算額以外全てセンサスで示されている数値である。

2 若手経営者の割合が高い州とその要因

全国の新規若手経営者数は前回2007年センサスに比べ9.5%増加し55,394人となった。これは、主として農業に従事する農業者(以下「主農業者」)

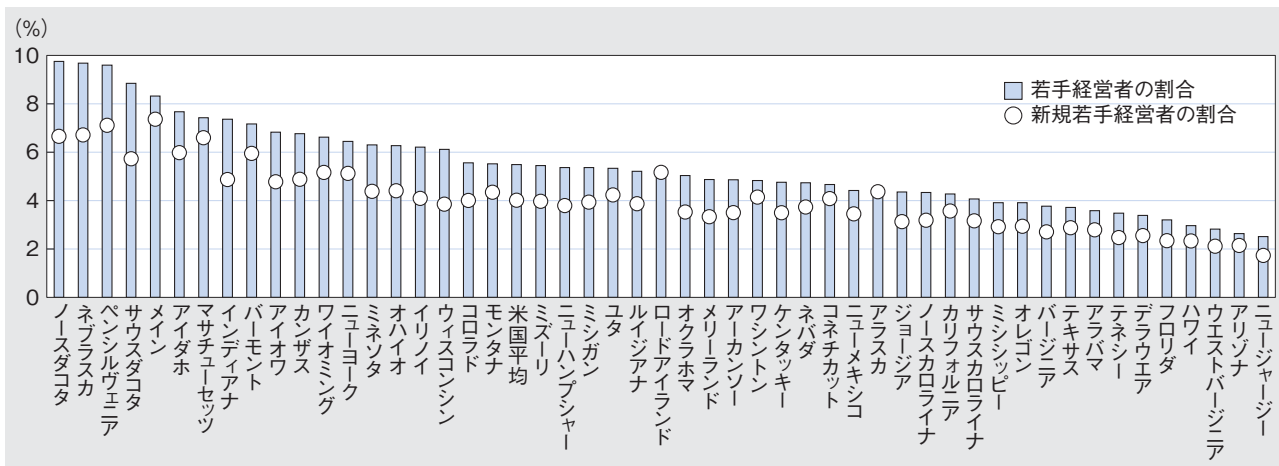
総数の5.5%を占めている。この割合と主農業者に占める新規若手経営者の割合を州別に見たのが第1図である。

全ての新規若手経営者は若手経営者に含まれるので、図中の縦棒の長さに比べ白抜きの点の位置が低くなるほど新規若手経営者の割合に比べ若手経営者の割合が高くなる。これは、若い農業開始から10年を超えた者の割合が相対的に高いことを意味する。

若手経営者の割合が高い州はノースダコタ、ネブラスカ、ペンシルヴェニアである。新規若手経営者の割合は、メイン、ペンシルヴェニア、ネブラスカの順に高い。両者の割合が高く、主として図の左方に位置する州は北東部と中西部に多い。これに対し、南部のテキサスや西部のカリフォルニアは若手経営者の絶対数は多いものの、その割合は国の平均よりも低い。

北東部の州で若手経営者の割合が高い要因のひとつをセンサスデータから示すならば、^(注3)直接販売やCSAの増加が挙げられるであろう。

第1図 主農業者に占める若手経営者および新規若手経営者の割合



例えばペンシルヴェニアでは全農業者のうち消費者に直接販売している農業者の割合(12.8%)や消費者に直接販売している主農業者のうち若手経営者の割合(12.6%)は他の州と比べ相対的に高い。北東部は人口密度が相対的に高く、マーケティング等の手段を利用して付加価値を生み出しながら農業収入を得ることが可能な地域も多い。

一方、中西部の中でも西に位置する州で若手経営者の割合が高い要因はセンサスでなく別の点に見いだすことができる。それは就農支援である。例えば肉牛の生産地であるネブラスカでは、これまで既存オーナーの農地を流動化する支援を通じ、若年層を含む新規就農者による農地へのアクセスを容易にする施策が実行されてきた。こうした支援は農場経営主の子弟が若いうちから農業に従事し、農場における経営継承を後押しするきっかけとなるだろう。同州で新規若手経営者のみならず若手経営者の割合が高いのはこうしたことが要因のひとつとなっていると考えられる。

3 就農支援に一定の成果

アメリカでは主農業者の平均年齢が上昇していることが問題視されており、若手経営者は重要な存在である。しかし、若手経営者数はこれまで一貫して増加してきた訳ではない。02年から07年の間には25.6%減少し、主農業者に占める若手経営者の割合も5.8%から5.1%に低下した。これに加え、農業生産に利用さ

れた面積も開発や土壌流出等を原因として02年の9.38億エーカーから07年に9.22億エーカー、12年には9.15億エーカーへと減少し続けている。

こうした背景のもと、2008年農業法から国として本格的に新規就農者支援に取り組むこととなった。その主な目的のひとつに農業者の若返りがあり、それに伴って農地を効率的に利用することがある。就農支援プログラム^(注4)の内容は、栽培技術支援、作物保険等の経営安定のための支援、経営規模拡大のための金融支援等多岐にわたる(USDA Economic Research Service(2013))。支援は2014年農業法にも受け継がれており、14年度予算では支援のために1,920万ドルが計上されている。

政府による就農支援は就農のきっかけを作り、主農業者の年齢上昇という問題解決の糸口となるかもしれない。主農業者の平均年齢は依然として上昇し続けているが、前回センサスよりも若手経営者数は増えており、主農業者に占める若手経営者の割合も上昇している。若手経営者数の増加には、就農支援も一定程度の影響を及ぼしていると考えられる。

政府が新たに就農する者や若年層に注目するのは、彼らがアメリカ農業の持続性に寄与することとなるからであって、決して支援を頼る就農希望者が増えることや、単に数字上の主農業者の平均年齢が下がることを重視しているからではない。残念ながら持続性に寄与する活力ある若手経営者数をセンサスで確認することはできないが、その数が増えていることを願いたい。

<引用文献>

- ・ USDA Economic Research Service(2013), "Beginning Farmers and Ranchers At A Glance," USDA.

(わかばやし たかし)

(注1)センサスのBeginning Farmers and Ranchersのこと。

(注2)センサスのYoung, beginning principal operators who reported their primary occupation as farmingのこと。

(注3)Community Supported Agricultureの略。日本では地域が支える農業などと呼ばれる。

(注4)Beginning Farmer and Rancher Development Programのこと。

肉用牛繁殖経営の基盤維持に向けて

—JA鹿児島きもつきの取組み—

主任研究員 長谷川晃生

肉用牛の飼養戸数、飼養頭数が長期的に減少するなかで、その生産基盤を維持することは、JAにおいて重要な課題となっている。本稿は、JAが農業生産法人を設立し、繁殖経営に直接関わること等により、肉用牛生産の振興に貢献したJA鹿児島きもつきの事例を紹介する。

1 生産基盤の弱体化が取組みの背景

JA鹿児島きもつきは、2市4町(鹿屋市、垂水市、東串良町、肝付町、南大隅町、錦江町)を管内とし、県内でも肉用牛生産が盛んな地域にある。JAの2013事業年度の農畜産物販売取扱高は242億円で、そのうち牛が112億円と全体の5割弱を占めている。

JA管内では高齢化と後継者不足により、肉用牛繁殖経営を行う農家戸数が03年の2,910戸から08年には2,362戸へ、さらに、13年には1,687戸へと大きく減少した。一方、飼養頭数も、08年まで増加傾向にあったが、その後減少に転じている。1戸当たりの飼養頭数は、03年8.4頭、08年10.4頭、13年12.9頭へと徐々に増加したが、減少分をカバーするだけの規模拡大が進展していない。^(注1)

こうしたなかであって、JAは、肉用牛繁殖経営の基盤維持のため、07年に、新規に繁殖経営を始める参入者等に対する支援を開始した。その結果、これまでに9戸が就農し、1戸当たり50頭規模の比較的大規模な繁殖経営を行っている。さらに、09年から、鹿児島県経済連等と連携して、子牛の市場出荷までを一貫して行う事業に取り組んでいる。

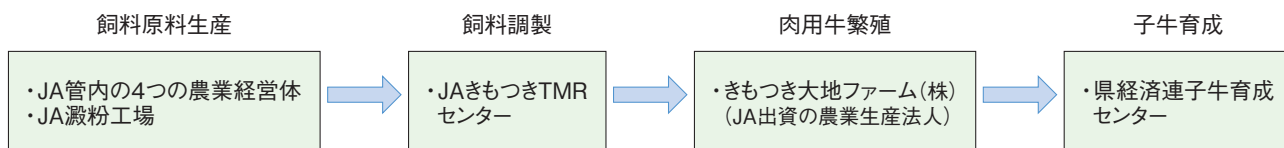
2 県経済連等と連携した繁殖経営の取組み

以下では、県経済連等と連携した取組みについてみることにする。第1図のように取組みは、飼料生産(飼料原料生産、調製)、肉用牛繁殖、子牛育成に分けられ、各部門をJA管内の農業経営体、JA出資の農業生産法人、県経済連が分業しているところに特徴がある。

(1) 飼料生産の取組み

まず飼料原料である粗飼料の生産は、JA管内の4つの農業経営体が担っており、4経営体合計でイタリアンライグラス等を約350ha作付けしている。JAは、これら4経営体を組織化するために、粗飼料生産部会を設立し、粗飼料の生産技術向上のための研修会等を開催している。

第1図 JA鹿児島きもつきと鹿児島県経済連等による肉用牛繁殖の取組み



資料 JA提供資料、聞き取り調査結果

また飼料原料として、上記粗飼料と配合飼料のほかに、JAが所有する澱粉工場から排出される澱粉粕^(注2)を活用している。

JAは、これらの飼料原料を混合・調製し、飼料として供給するために、TMR(Total Mixed Rations)センターを12年に設立した。年により変動はあるが、年間に約9,000トン、繁殖雌牛1,500頭相当分の飼料を製造している。

飼料の供給先は、後述の繁殖経営を行うJA出資のきもつき大地ファーム(株)と前述の新規に繁殖経営を開始した9戸の農家である。管内の繁殖農家が自ら飼料生産を行う場合、その生産にかかる労働負荷が経営課題となるケースが少なくない。こうしたなか、9戸の農家は、TMRセンターから飼料供給を受けること等で、比較的大規模な繁殖経営を行うことが可能となっている。

(2) 繁殖、育成はJAと県経済連の分業

県経済連等と連携した取組みにおいて、繁殖はJAが90%出資するきもつき大地ファームが行っている。同法人の設立は09年で、鹿屋市と南大隅町に農場があり、合わせて繁殖雌牛1,000頭を飼養している。同法人は、飼料生産に労力を割くことなく、飼養管理に専念できることから、平均分娩間隔を355日としており、組合員平均の406日と比較すると高い生産

性を実現している。

きもつき大地ファームで生産された子牛は、分娩後3～7日齢で、鹿屋市内にある県経済連の子牛育成センターに管理委託される。同センターでは7日～9月齢までの育成を行い、その後、きもつき大地ファームがJA管内にある肝属中央家畜市場に出荷している。

3 おわりに

本事例では、肉用牛繁殖経営の基盤維持を図るために、JAの出資法人が繁殖を行い、県経済連が市場出荷までの育成を担う体制を整備した。併せて、JA出資法人等に供給する飼料確保のために、JAが粗飼料生産を行う農業経営体を組織化し、さらにTMRセンターを設立することで、大規模な繁殖経営の分業体制を構築している。これらの取組みを可能にした要因としては、JAだけでは投資規模が多額で立ち上げが困難な畜産経営に関して、国等による補助事業を活用しつつ、県経済連主導でJAと県経済連との連携モデルを構築したことが挙げられる。

上記取組みは、肉用牛繁殖の生産基盤の維持に一定の効果を上げているが、高齢農家の離農等により生産基盤が弱体化することをJAは引き続き懸念している。そのため、多くを占める小規模な繁殖農家の経営発展の支援が重要であり、本事例の取組みから得られた飼養技術や経営管理等のノウハウを、今後、個別繁殖農家の経営発展に波及させていくことが課題であると考えている。

(はせがわ こうせい)

(注1) 農家戸数等のデータはJA提供による。データには繁殖経営を行うJA出資のきもつき大地ファーム分も含む。

(注2) JAの澱粉工場は、澱粉粕を産業廃棄物として処理するために、年間1,500万円程度の処理コストが必要であった。TMRセンターの設立は、澱粉工場の処理コスト削減にも寄与している。

最近の個人預貯金の変動要因

——市場性金融商品との資金シフトに注目して——

研究員 佐藤彩生

1 2014年3月末の家計の金融資産と預貯金

日銀の資金循環統計によれば、家計の金融資産の前年比増加率は2012年9月末には1.7%であったが、株価の上昇に伴う株式と投資信託の評価額上昇もあり、13年9月末には6.4%となった(第1表)。増加率が6%台となったのは、05年12月末以来初であった。しかし、増加率は14年3月末には株価の影響もあり3.3%となり、13年12月末の5.9%から低下した。

預貯金についても、13年12月末の2.3%から、14年3月末には2.0%へと増加率がやや低下した。特に流動性預貯金の増加率は、同時期に5.4%から4.6%へと低下した。本稿では、14年3月末における個人預貯金の増加率低下の背景について考えたい。

2 個人預貯金の増加率低下の背景

個人預貯金の増加率低下には、14年4月に行われた消費税増税を前にした駆け込み消費の増加も影響したと考えられるが、データの制約もあり、本稿では個人預貯金と市場性金融商品の間の資金シフトに着目する。

安倍政権発足後の株価上昇を受け、家計の保有する株式や投信の時価が上昇するとともに、投信を購入する動きも進んだ。しかし、13年12月末には有価証券の売却益にかかる10%軽減税率の特例措置が終了することとなっ

ていたため、節税措置を受けるために、一旦株式と投信を売る動きがあり、13年11月と12月の2か月に、個人の株式は4.0兆円、公募投資信託は0.9兆円^(注)売り越された。これらの売却代金の一部は預貯金に流入し、預貯金の増加率の上昇につながったとみられる。

その後、14年1-3月期には個人の株式は1.5兆円、公募投資信託は2.6兆円の買い越しに転じた。これには、低金利環境が続くなか、市場性金融商品への期待の高まりを、14年1月から開始されたNISA(少額投資非課税制度)が後押ししたものと考えられる。金融庁の発表によれば、14年1-3月期におけるNISAによる株式の買付額は3,645億円、投信は6,212億円となっている。

以上のように、NISA開始もあって、個人が株式や投信を購入し、その資金として預貯金を引き出したことが14年3月末の預貯金の増加率低下の要因となったと考えられる。預貯金のなかでも、特に流動性預貯金の増加率の変動が大きかったことから、株式や投信売買にかかる資金流出入が大きかったことがうかがわれる。

3 業態別の個人預貯金の推移

次に個人預貯金の増加率を業態別にみてみると、国内銀行では13年11月末の3.6%をピー

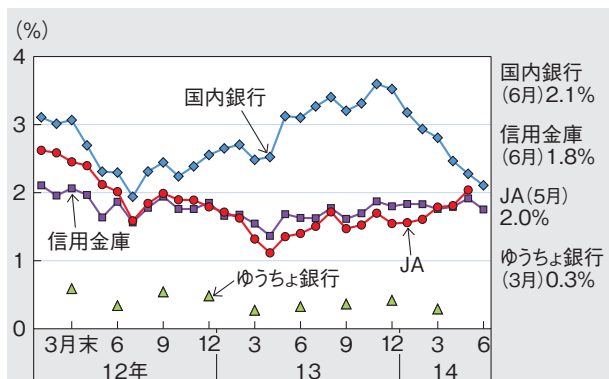
第1表 家計の金融資産の前年比増加率

(単位 %)

	12年3月末	12・6	12・9	12・12	13・3	13・6	13・9	13・12	14・3
金融資産合計	1.3	0.5	1.7	3.2	3.8	5.5	6.4	5.9	3.3
預貯金	2.2	1.7	1.8	1.8	1.6	2.0	2.1	2.3	2.0
流動性預貯金	4.9	4.0	4.1	3.9	3.8	4.4	4.7	5.4	4.6
定期性預貯金	0.5	0.2	0.4	0.5	0.1	0.3	0.3	0.2	0.3
投資信託受益証券	△4.9	△11.3	2.0	13.3	20.1	29.0	33.0	28.4	10.2
株式	△0.2	△6.9	△2.1	15.5	21.7	41.4	53.1	40.3	8.8

資料 日本銀行Webサイト「資金循環統計」
(注) 14年3月末は速報値。

第1図 業態別個人預貯金の前年比増加率



資料 国内銀行と信用金庫は日本銀行Webサイト「預金・現金・貸出金」、JAは農中総研「農協残高試算表」、ゆうちょ銀行は「ゆうちょ銀行決算補足資料」

(注) ゆうちょ銀行は、定期性貯金と流動性貯金の合計。個人以外も含む。

クに低下が続いている(第1図)。

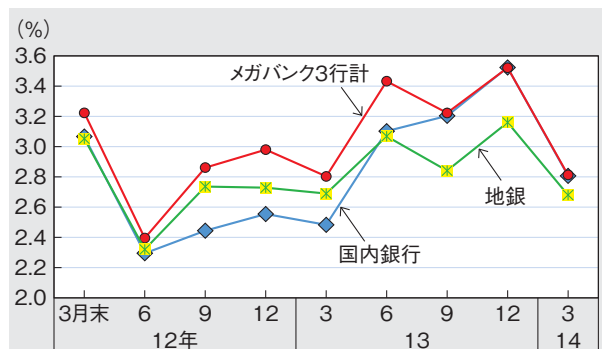
国内銀行のうち、メガバンク3行計(三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行)と地銀についてみると、メガバンク3行計の個人預金残高の前年比増加率は、13年12月末から14年3月末にかけて大きく低下した(第2図)。一方で、地銀の変化幅はメガバンク3行計ほどは大きくない。昨年末から今年初めにかけての国内銀行の個人預金残高の前年比増加率の変動には、市場性金融商品との資金シフトの影響があったとみられるが、その影響はメガバンク3行においてより大きかったと考えられる。

他方、JAと信金では、14年に入って、個人預貯金の増加率が大きく低下するといった動きはみられない。信金は13年11月末以降、1.8~1.9%の横ばいで推移している。JAの場合は、14年1月末から増加率の上昇が続き、5月には2.0%となった。

ここで、JA個人貯金の前年比増加率の寄与度を大都市圏(南関東、東海、近畿)と地方圏(大都市圏以外かつ、被災3県を除く)に分けてみる(第3図)。大都市圏では13年3月末から

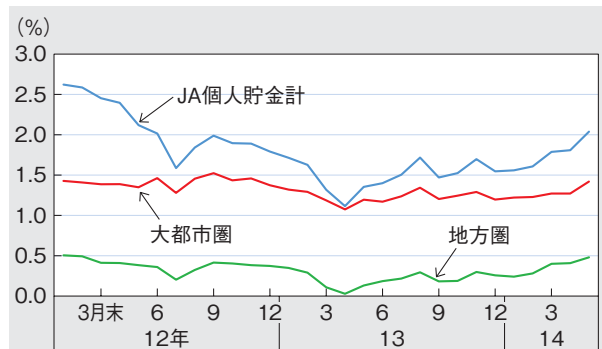
(注)個人の株式のデータは、東京証券取引所のWebサイトより「投資部門別売買状況」を参照。公募投資信託のデータは、投資信託協会のWebサイトより「公募投資信託の資産増減状況(実額)」を参照。公募投資信託のデータに個人以外も含むが、個人が中心とみられる。

第2図 国内銀行、メガバンク3行計、地銀の個人預金残高の前年比増加率



資料 国内銀行は日本銀行「預金・現金・貸出金」、地銀は「地銀協月報」、メガバンク3行計は三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行の決算資料

第3図 JA個人貯金の前年比増加率と地域別寄与度



資料 農中総研「農協残高試算表」
(注) 大都市圏は南関東、東海、近畿で算出。地方圏は大都市圏以外かつ、被災3県を除いて算出。

ほぼ横ばいで推移しているが、地方圏では13年5月末以降、徐々に寄与度が上昇している。すなわち、JA個人貯金の最近の増加率上昇には、地方圏の増加率上昇が寄与していると考えられる。こうした動きがさらに強まるかどうか、今後引き続き、要因分析も含めて注目していきたい。

4 おわりに

低金利環境が続くなか、個人の預貯金の動向には、市場性金融商品の流入の影響が高まっているが、その影響の度合いは業態によって異なっている。今後、株価の変動や、NISAの商品性の向上、さらにはNISAの利用者の裾野の拡大によって、資金流入の動きがより大きくなる可能性もあろう。

(さとう さき)

拡大する中国の地方債の試験的発行

——全面的解禁に向けた課題——

研究員 王 雷軒

1 はじめに

中国では、地方政府の債券発行は原則禁止されているが、地方政府の財政難という問題を解決するために試験的に行われている。

最近、地方政府の債務の急増などを受けて地方債の試験的な発行が拡大しつつある。そこで、本稿は地方債発行の変遷を整理したうえで、最近の新たな動きやその特徴を紹介し、先行きを展望してみたい。

2 地方債発行の変遷

かつて、地方政府は1980年代末から90年代初頭にかけて地方の道路などインフラの整備を行うために地方債を発行していた。しかし、国務院(内閣に相当)は93年に地方政府の財政リスクの膨張を食い止めるため、地方債の発行権を剥奪した。

また、94年に制定された「中華人民共和国予算法」の第28条では、「地方の予算は歳入に応じた歳出を決定し、収支バランスを保つという原則に基づいて編成し、赤字の計上を認めない。また、法令と国務院の特別な規定がなければ、地方政府は地方債を発行してはならない」と規定した。

これらを受けて地方政府には必要な資金調達的手段がなくなり、分税制改革(94年)や農村の税金制度改革(2000年前半)の実施に伴い、地方政府の財政難が一層深刻になったと考えられる。

しかし、中国政府が08年秋のリーマン・ショックに対応し、積極的な財政政策を実施するため、財政部(財務省に相当)が地方政府に代わり、09年に地方債の代理発行を始めた。98年のアジア通貨危機時に地方政府の財政難に対応するため、特別に地方債の発行を認可して以来のことであり、09年は画期的な年と

なった。

98年に発行された地方債が長期建設国債名義だったのに対して、09年の地方債は各地方政府が名義となっており、返済義務が地方政府にあることを明確にした。しかし、09年の地方債の発行金利は、各地方政府の財政状況を考慮せず全般的に低く設定された。そのため、10年になると、各地方政府名義ではなく、一律「10年地方債」として発行された。

その後も地方債の代理発行が行われているが、11年からは経済が相対的に発展している4か所(上海、浙江省、広東省、深セン市)を指定し、地方債の自主的な発行もスタートした。

自主的な発行とは、地方政府が債券を起債し、利払いや元本の償還を行う主体と位置づけられるものの、財政部が利払いや元本の償還を代行するものであった(地方政府が後日財政部に支払う)。このような自主的な発行は、13年には江蘇省、山東省が試験地域として追加された。

さらに、財政部は14年5月に国務院の承認を得て、「14年地方債の自主発行・自主返済に関する試行弁法」(以下「通知」)を発表した。これによれば、財政部がこれまで代行した利払いや償還などを取りやめ、地方政府に任せることになる。また、北京市、青島市、寧夏回族自治区、江西省を加えて試験地域は10か所となり、対象も拡大した。

3 地方債の発行が拡大した背景

地方債の発行が原則禁止されるなか、地方政府は「地方融資平台」(投融资会社)と呼ばれる仕組みを利用して資金調達を行っている。このような資金調達は、都市部のインフラ整備などに貢献した一方、その不透明性が地方政府の財政に対する懸念を増大させる大きな

要因にもなっている。

こうした資金調達の構造を改めるために、地方政府に地方債の発行権を許容するかどうか議論されている。しかし、慎重な見方が依然多いため、地方債の試験的な発行をしながら、その問題点をまとめて対策を考えていくというやり方を採用しているとみられる。

さらに、短期的にみると、14年は地方政府の債務の返済ピークを迎えるため、地方債の発行拡大を通じて一部の地方政府のデフォルトリスクを回避する目的があると思われる。

4 地方債の発行状況と特徴

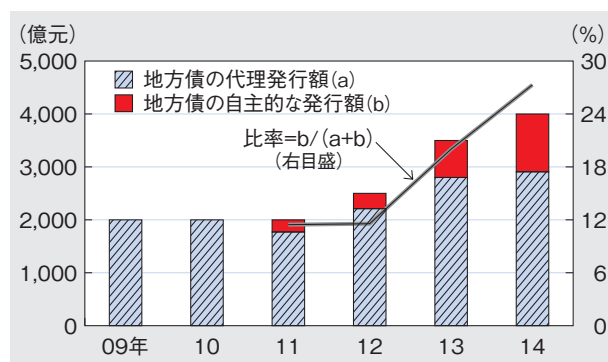
近年、地方債の発行額(代理発行+自主発行)は14年に4,000億元と少しずつ増加している。内訳をみると、自主発行の承認枠も1,092億元と増えており、発行額全体の27.3%を占めている(第1図)。

また、より償還期限の長い債券も発行できるようになっている。財政部は5月の通知で地方債の年限が従来の3、5、7年物を5、7、10年物に変更した。これまで自主発行で認めた3年物は自主起債の対象から除外された。これは18年以降に再び地方政府の債務の返済ピークを迎えることを見越した対策と思われる^(注)。ただし、5、7、10年物の地方債発行比率は4：3：3に設定されている。

地方債の代理発行は記帳式国債の引受シジケート団(シ団)方式で行われている。シ団による発行引受後、地方債は銀行間債券市場・上海・深センの証券取引所で取引・流通される。自主的な発行についても、試験地域の省(市)は引受シ団を組成し、新発国債の発行金利や市場金利をベンチマークとし、発行金利を設定している。

なお、地方債の発行に関わる収入・支出は地方政府の予算に計上され、省(市)政府が調

第1図 地方債の発行状況



資料 CEICデータ、財政部の発表資料
(注) 14年は予算案の数値で実績値ではない。

達した資金を管理し、直接利用することもできるし、省(市)政府から下級政府に貸し付けることもできる。

5 おわりに

前述したように、地方債の自主発行は試験地域が拡大しつつあるが、中央政府のコントロールの下で段階的に全国へと拡大していくと見込まれる。

それに向けては、予算法の第28条で地方政府に地方債の発行を認めていないため、まずこれを改正する必要がある。実際、予算法の改正手続きは04年から既に始まっており、改正案は全国人民代表大会(全人代、国会に相当)常務委員会に何回も提出されてきた。

しかし、地方政府に債券発行を再び認めてしまうと、その債務規模がコントロール不可能となり、財政赤字が一層膨張する懸念などから、地方債の発行に対する否定的な見方も依然として根強い。今後、自主的な発行の状況を見極めながら、最終的な法改正が実施されるだろう。

予算法の改正とともに、地方政府の財政運営を有効にモニタリングする体制を確立し、規範化することが求められている。さらに、市場の信認を得るため、地方政府の信用評価、格付け機関の整備なども必要となろう。

(おう らいけん)

(注) 中国の地方政府の債務の状況については、拙稿「中国における地方政府債務の実態と特徴」『農中総研 調査と情報』14年3月号を参照。

改善が続く米国の雇用情勢と注目される雇用の質

研究員 趙 玉亮

1 はじめに

金融危機以後、大胆な金融緩和を続けている連邦準備制度理事会(FRB)はその解除の条件として、失業問題に焦点を当ててきた。このところ、失業率などの雇用指標が順調に改善し続けるなか、早ければ2015年上期にも利上げが行われるのではないかとの思惑が高まっている。そうした観測は、予想を上回った6月の雇用統計の結果を受けて高まったり、逆に予想ほどの改善を示さなかった7月の統計発表後には後退したり、という具合に内外の株価や長期金利などに大きな影響を及ぼしている。そこで、最近の米国雇用情勢を概観し、今後の注目点についてまとめたい。

2 非農業部門雇用者の増加傾向が続く

6月の雇用統計によれば、失業率は市場予想を0.2ポイント下回る6.1%と、約6年ぶりの低水準に改善し、FOMC(連邦公開市場委員会)メンバーによる10-12月期における失業率の予想レンジ(6.0~6.1%)にも到達するなど、良好な結果となった。また、6月の非農業部門雇用者数(季節調整済み、以下同じ)は5月から28.8万人増加し、市場予想の21.2万人増を大幅に上回った。すべての業種で雇用が拡大したが、このうち製造業部門は2.6万人増、サービス部門は23.6万人増だったことに加え、政府部門も2.6万人増となった。

しかし、7月は6月並みの改善を見込んでいた市場予想には及ばなかった。失業率は6.2%とやや悪化したうえ、非農業部門雇用者数は、市場予想の23.5万人増を下回り、20.9万人増となった。とはいえ、雇用状況が改善して

いるとされる20万人増という基準を6か月連続で超えたのは、17年ぶりで、雇用情勢の改善は続いているといえる(第1図)。

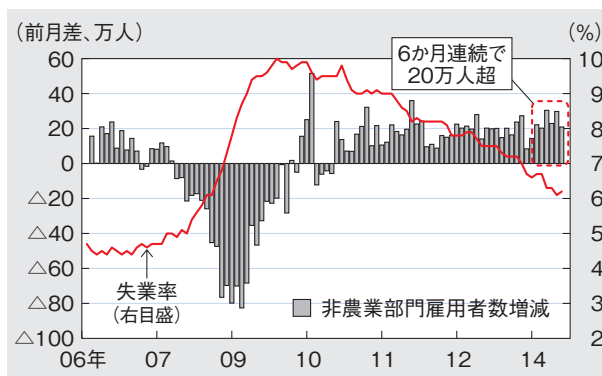
3 雇用情勢の質的改善は道半ば

上述のように、非農業部門雇用者数の改善が続いているのに対し、雇用の質を示す指標の改善は道半ばといえる。そこで、市場で注目されている労働市場の需給の緩み(スラック)を裏付ける4つの指標を取り上げて検討したい(第2図)。

まず、労働参加率(=労働力人口/生産年齢人口)に注目したい。08年の金融危機以後、労働参加率は08年9月の66.0%から13年10月には62.8%まで低下し、その後も62.8~63.2%の狭い範囲で推移しており、直近でも回復は見られない。

次に、時間あたりの賃金上昇率(前年比)に注目すると、09年末から11年初期までの平均上昇率は1.8%、その後14年7月までは2.0%を中心に推移している。これらの水準は、金融危機以前(3~4%の増加率)に比べると物足りない。

第1図 失業率と非農業部門雇用者数の増減



資料 米労働統計局のデータ

3つ目は失業期間が27週間以上に達している長期失業者を見ても。長期失業者数は10年にピークに達した後、今現在に至るまで緩やかな低下基調で推移している。しかし、金融危機以前と比べると、その水準は約3倍とまだ高い。

最後に、パートタイム就業者を見ると、08年から急増し、09年初期に2,700万人を超え、その後も増加し続けている。足元7月は2,807万人と、13年7月に次ぐ過去二番目に高い数字である。パートタイム就業者の持続的な増加は、雇用の拡大として捉えられる面もある一方、フルタイム就業者より働く時間が短いため、労働資源は十分に活用されていないと捉えることもできる。ただし、パートタイム就業者のうち、経済的理由(失業、フルタイム雇用の求職難など)による者の割合は08年以降低下し続けているため、パートタイム雇用者の「質」は改善に向かっているといえる。

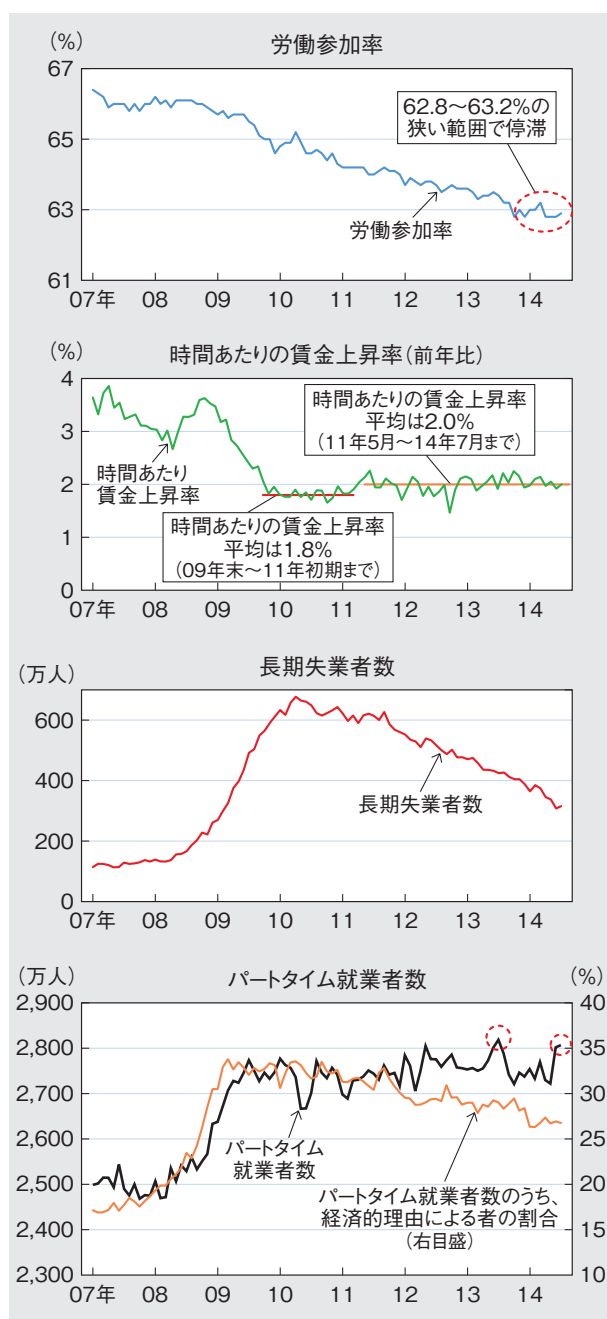
このように、労働参加率と賃金上昇率はなかなか改善が見られないほか、長期失業者とパートタイム就業者については改善したとはいえ、08年以前の水準と比べると、まだ悪い。労働市場の需給の緩み解消に向け、各指標はまちまちであり、「質」の改善は道半ばといえよう。

4 今後の注目点

上述の7月の雇用統計、さらには労働市場の「質」に着目したイエレンFRB議長の発言などを受けて、足元では早期利上げ観測は後退している。ただ、全体的に見ると労働市場の回復が続いていることもあり、雇用指標が予想外に悪化しない限り、早期利上げを巡る観測、またそれを織り込むための行動は継続していくことになるだろう。

また、FRBが労働市場の需給の緩みを強く意識しているなか、「質」の改善ペースやその

第2図 労働市場の需給の緩みを裏付ける4つの指標



資料 第1図に同じ

水準が引き続き注目される。特に、長期失業者はこれまで一定の改善を示したが、この傾向が今後も続くのか注目される。また、雇用環境の改善は、賃金やインフレ率にも影響を与えることから、賃金上昇率への注目度は一段と高まっていくだろう。

(チョウ ギョクリョウ)

農村地域におけるグリーンツーリズムの課題

岡山商科大学 経営学部 商学科 講師 大石貴之

1 はじめに

近年、農村地域における地域振興政策のひとつとして、グリーンツーリズムが注目を集め、その導入が各自治体で模索されている。この背景には、第一次産業の衰退に伴って弱体化する地域経済を、観光産業によって活性化させようという農村地域の思惑と、それまでのマスツーリズムから脱却し、新たな観光地を求める観光客の思惑、特に「田舎暮らし」に代表される、都市部住民の農村地域への憧憬が挙げられる。また現在、日本の人口が減少傾向にある中で、特に農村地域においては、これまでの経済水準を維持するために、定住人口の減少を、交流人口の増加によって補わなければならないという事情もある。

こうした状況の下、多くの自治体では、観光振興政策において観光客と地元住民との交流を掲げている。特に、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた着地型観光を重視する自治体は多く、グリーンツーリズムは、この着地型観光のひとつとして位置づけられている。

2 日本におけるグリーンツーリズムの取り組み

日本のグリーンツーリズムは、ドイツやフランスなどEU諸国の取り組みを参考にして、農林水産省が1992年に「農山漁村でゆとりある休暇」を提唱したことに始まり、1995年には農家民宿の整備を目的とする「農山漁村滞

在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」を施行した。グリーンツーリズムの目的は、農村における地域活性化に加え、都市住民と農村住民の交流にあり、農村住民そのものが地域資源として重要な役割を果たすことが期待されている。

日本におけるグリーンツーリズムの取り組みは、修学旅行の受け入れによる教育体験旅行を嚆矢として、農業労働力不足の解消を主な目的とする援農ボランティア、地域住民との交流や観光を目的とした農村への滞在へと展開している。各自治体は、活動拠点を農家民宿に設定し、農家民宿の開業や運営に関する支援事業を実施している。農家民宿の開業にあたっては、旅館業法や消防法、建築基準法などの規制があること、また各機関への申請が煩雑になることが、多くの農業従事者にとって開業の障害となっていた。

そこで近年、農家民宿開業にあたって、各種規制を緩和する独自の基準を設定する自治体が増加している。静岡県の場合をみると、食品衛生法に関して、本来であれば営業用専用の調理室を設置する必要があるが、家庭用台所と共用できるよう規制を緩和した。また、都市計画法については、建築物が建設できない市街化調整区域においても、県の承認を受ければ民宿の新規建築や改築が可能とした。このような規制緩和は、農家民宿の開業を促し、2010年には農家民宿数は2,000を超え、同年の宿泊者数は約800万人に達している。

3 農村地域を観光地化することの課題

グリーンツーリズムにみられるように、農村地域における観光事業を核とした地域振興政策の取り組みは、交流人口の増大を生み出し、地域経済を活性化させるという大きな効果が期待できる。また、農村地域を観光地化することのメリットとして、観光客という外部の目から地域を評価してもらうことによって、地域に対する新たな価値の発見につながる、あるいは地域に対する誇りを持てるといった地域住民への教育効果が期待できるといった点もある。

しかしながら、農村地域を観光地化することについては、負の側面も少なからず存在する。農村地域に限らず、ある地域が観光地という消費対象となることは、しばしば「商品化」という言葉をもって表現される。商品化とは、それまで商品的価値のなかったものが、商業的に提供できうるものになるということである。農村地域が商品化されることで、商品としての新たな価値を生み、それが経済効果につながるという側面は確かにあるが、商品にされることによって農村地域が市場経済の中に組み込まれてしまうという側面も理解しなければならない。

グリーンツーリズムによって、都市部の観光客が農村におけるありのままの生活を体験できるといっても、農家をそのまま民宿として活用できるわけではない。ある程度緩和されているとはいえ、いくつかの規制の下に改修・改築をする必要がある。また、プライベートな空間を商品として提供するため、農家

のプライバシーに関する問題も生じる。

さらに、商品化は画一化されたものを生み出すという点にも注意を払う必要がある。商品である以上は、消費者である観光客に消費してもらう必要があり、そのためには売れるための仕組みづくりが必要である。観光客は、農村地域に対して普段の生活では味わえない、非日常を体験することで、農村地域を消費する。ところが、多くの人に消費してもらうためには、多くの人々が求める農村地域像を作り上げなければならない。結果として、どこの農村地域でも同じような体験しかできないという可能性もある。農村地域において観光地づくりを進める者にとっては、こうした観光地化の課題を十分に理解する必要がある。

4 おわりに

グリーンツーリズムに加え、観光農園や第六次産業を活用した事業など、農村地域を観光地化する取り組みは全国的に実施されている。各自治体は、農村地域の活性化を目的として、農村の空間を活用し、農村に住む住民を活用し、農村にある資源を活用しながら観光地化を進めている。観光振興を推進する行政や地域住民は、多くのメリットがあることは理解していても、商品化に伴う観光地化の負の側面まで十分に理解していないことが多い。農村地域の観光化が一過性のもので終わるのではなく、継続的に推進していくためには、こうした課題も考慮した観光地づくりが求められているのではないだろうか。

(おおいし たかゆき)

農業を学び・実践・楽しむ直売所

—JAおちいまばり直売所「さいさいきて屋」—

主席研究員 室屋有宏

1 今治の食と農をまるごと体験

直売所の中に入ると、高い天井のある広い空間のライブ感に圧倒される。腰の高さのプラットフォームの上に、果実、野菜、米、花、加工品のほか、鮮魚、肉類等、日常に必要な食品はすべてそろっている。商品のほとんどが今治産である。

横手には、カフェ（SAISAI CAFE）、セルフ型食堂（彩菜食堂）、料理講習や食農講座のためのクッキング・スタジオが併設されている。また隣接して、一般向けの市民農園、柑橘類などの実験圃場、子供向けの水田等がある。さいさいきて屋は、さながら「今治の食と農」を体験できるテーマパークといった感じの複合施設である。

人口16万人の今治市を基本的な商圈とする、さいさいきて屋には年間120万人の来客があり、2012年度の売上げは24億円と全国屈指の規模である。売上げは年々コンスタントに4～5%ずつ伸びており、直売所の収益がJAの営農事業を支える形になっている。従業員数は全部で130名（パート等含む）、このうちJA職員は8名である。



JAおちいまばり直売所「さいさいきて屋」

2 直売所が集荷に出向くシステム

JAおちいまばり管内では、瀬戸内海の多くの島から成る島しょ部と陸地山間部では柑橘類の栽培、また、陸地部の平坦地では米麦や施設園芸が中心である。しかし、十数年ほど前から、島しょ部を中心に高齢化が進行し、生産量の減少と価格低迷等から後継者の確保が難しい状態となり、同JAの農産物集荷量も右肩下がりになった。

直売所の設立は、縮小する営農事業を反転させるために、兼業、女性、高齢者等の小規模農業者が農業を続けられる仕組みが必要との考えが契機であった。

最初の直売所は2000年に設立されたが、02年に新店舗に移転した。しかし、ここもすぐに手狭になり、07年に今の大型施設を新設している。現在の出荷者数は約1,300人、男女半々くらいで年齢層では70歳代が一番多い。

さいさいきて屋は島しょ部については、しまなみ海道（西瀬戸自動車道）の通行料負担が高いため、管内で一番遠方の島に住むパート職員を採用し、各島で集荷しながら出勤する方法を取った。この仕組みは、その後陸地部にも導入され、現在は依頼を受けたすべての農家に対して直売所が集荷に出向くシステムになった。1コンテナ当たり100円の費用は出荷者の負担となるが、直売所が集荷することで営農継続の支えとなるとともに、直売所にとっても商品が集まることで魅力や手数料収入のアップにつながっている。

3 売れ残り最少の直売所を目指す

直売所は流通経費を節約し農家の手取り収

入を上げる仕組みだが、売れ残りリスクがある。さいさいきて屋は、自らが加工拠点となり、「売れ残りが日本一少ない直売所」となることで、農家手取りの安定確保を目指している(西坂文秀直販開発室長)。

直売所に併設されている食堂とカフェの食材は直売所で調達されるほか、直売所で売れ残った商品は品質を確認したうえで農家が付けた価格のまま買い上げ、所内の加工施設でパウダー、ペースト、乾燥等の一次加工がされる。例えば、小松菜のパウダーは、最終的にサブレや食パンに使用され、カフェの人気商品になっている。

これ以外にも直売所の農産物を使ったジュースやドレッシングなどの加工品が60種類以上あり、こうした商品は市内の業者に委託加工されている。また彩葉食堂では、今治市の幼稚園児向けの給食を作り配達を行っており、顧客の要望により手作りのお弁当やオードブルの注文にも対応している。

このように直売所が加工機能を備えることで6次化や地産地消の進展にも貢献している。西坂氏は、「JAが地域の中に入っていくことで、もっと地域経済の掘起しが可能である」と考えている。

4 食と農を学び実践する場

さいさいきて屋はたんに物を販売する場所ではなく、地域の農家と消費者が交流し、「農業を学習し実践する場」として、市民の支持を得ており、これが直売所のブランド力に大きく貢献している。

また、前述したように、いろいろな農園や研修施設が併設されており市民の交流拠点となっている。なかでも特筆される取組みは、地元小学生向けの食農教育の充実であろう。「saisaiKids倶楽部」と名付けられた講座は、年間に9回(月1回)開催されている。有料な

がらしっかりしたプログラムが評価されており、毎回定員を上回る応募がある。講座の内容は米作り、野菜作り、ミカン狩り、畜産等の農作業と料理体験がセットになっており、働く厳しさと喜びが体感できるメニューとなっている。

5 地域に広がる食と農のまちづくり

今治市は今治タオルと造船の町として知られているように工業都市としての性格が強いが、じつは全国に先駆け地域を挙げた有機農業、地産地消や食育活動等に取り組んだ地域である。06年には、こうした取組みの集大成として「今治市食と農のまちづくり条例」を制定している。

さいさいきて屋も市内の小学校、中学校向けの学校給食の食材供給の拠点となっており、今治産の学校給食の実現に貢献している。そのために栄養士が決めた食材で献立を考えるのではなく、直売所と連携し今治で提供できる食材に合わせて栄養士の方に献立を作成してもらっている。

さいさいきて屋は直売所として、農業者の所得向上にとどまらず、多くの社会的な取組みを通じて、地域に農業があることの意義を地域の人たち、とりわけ次代を担う子どもたちに伝える役割を重視している。

現代の食と農が、物理的にも心理的にも距離が遠くなるなかで、直売所には地産地消の取組みの拠点として、生産者と消費者が相互に価値を承認し合う関係性が期待されている。さいさいきて屋は、社会性の高い目的を追求することで、直売所としてのブランド力と集客力の向上につなげており、直売所のフロンティアを開拓する先進的なモデルとなっている。

(むろや ありひろ)

茶園を活用したソーラーシェアリングの取組み

——農家の安定副収入確保の可能性と普及の課題——

研究員 小田志保

1 はじめに

農業と太陽光発電事業を農地で同時に行うソーラーシェアリングが注目されている。これまでも、一部の農地では太陽光発電事業のための農地転用は許可されていた。2013年度以降は、それまで転用が原則認められなかった第1種農地等でも、支柱部分の農地を一時転用することで、農地に支柱を立てて行う営農型太陽光発電設備の導入が可能となった^(注)。

本稿は、神奈川県小田原市の守屋氏の茶園（以下「守屋茶園」）を活用したソーラーシェアリングの事例を取り上げる。守屋茶園では、14年3月末に太陽光発電システムの稼働を開始し、営農へのプラスの効果と、年間約200万円の収入増加が見込まれている。

2 守屋茶園のソーラーシェアリング

太陽光発電システムは、守屋茶園(60a)の一部の茶木を覆うかたちで設置され、農作業に支障が出ない設計となっている(写真)。守屋



守屋茶園のソーラーシェアリング

茶園では、畝を挟んで2人で持つタイプの摘採機で茶葉の摘採作業を行うが、太陽光発電システムは、架台が高架式で、ソーラーパネルの傾斜角も最適角度(20度)ではなく15度としているため、機械を利用した摘採作業に支障は生じない。

守屋茶園への太陽光発電システムの導入は、茶の品質・収量を向上させる可能性もある。ソーラーパネルには25cmの隙間があり、一定の日照は確保されるが、南中高度が高い真夏や日中の茶葉への太陽光はソーラーパネルで遮断され、強すぎる太陽光によるストレスが軽減される。さらに、ソーラーパネルによる放射冷却の緩和から、春先の新芽の凍霜害軽減にもつながるともみられている。

太陽光発電システムの導入は、守屋茶園に安定した副収入をもたらす。太陽光発電システムは年間発電見込量が5万2,200kW時あり、これに20年間固定の買取単価(36円/kW時+消費税8%)を乗じた売電収入見込額約203万円が副収入となる。太陽光発電システムの設計・施工費用の約2,000万円は、JAかながわ西湘のプロパー資金(一般事業性資金)を利用し、低利で調達している。この借入は、売電収入で計画的に返済し、完済後は年間平均150万円ほどの利益をもたらす見込みである。

3 農地の一時的転用への対応

前記のとおり、第1種農地等に支柱を立てて営業型太陽光発電設備を設置する場合、支

柱部分の農地を一時転用する必要がある。実際に、守屋茶園が、ソーラーシェアリングに取り組むにあたっては、農地の一時転用にかかる申請手続きに時間を要した。一時転用に関する農林水産省の方針は、13年春に各地方農政局や農業会議所へ通知されたが、県内に前例がなく、申請書類の様式作成や、農業委員会のソーラーシェアリングへの理解醸成が必要となったからである。守屋茶園がソーラーシェアリングに関してはじめて小田原市農業委員会に相談した13年夏以降、これらの課題克服に約半年を要した。具体的には、守屋茶園は、小田原市農業委員会や小田原市経済部農政課、および農業技術センター足柄地区事務所の協力を仰ぎ、前者は申請書類に関し様式づくり等を担当し、後者は、営農を妨げない太陽光発電システム設計への技術的アドバイスや茶の品質への影響評価等に尽力した。そして、14年2月に守屋茶園のソーラーシェアリングに対し、農地の一時転用許可が下りた。

なお、行政担当者が守屋茶園のソーラーシェアリングの実現に尽力したのは、ソーラーシェアリングにより農家が安定した副収入を得られると期待したからである。小田原市の農家は、オレンジ輸入自由化以降、みかんの価

格暴落で、茶・キウイフルーツや直売所向け野菜等の多品種経営への切り替えを推進し農家所得の安定化を図ってきた。しかし、TPPや国内人口の減少など農家を巡る環境は依然として不透明という行政の認識があり、農家の安定副収入の確保は重要な課題となっている。

4 おわりに

農産物価格の低迷と資材価格の高騰により農業経営は厳しさを増している。農業生産を維持しつつ安定した副収入が得られるソーラーシェアリングは、農家の収入の安定化につながる。

14年5月には、農山漁村に太陽光発電設備を含む再生可能エネルギー施設を導入し地域活性化に結び付けることを狙った「農山漁村再生可能エネルギー法」が施行され、制度的な枠組みは整いつつある。また、16年度以降、家庭向け電力販売の全面自由化が予定される。家庭へ電力販売を行う電気事業者がソーラーシェアリングによる電力を特別なものとして販売することも考えられ、ソーラーシェアリングへのニーズは今後も高まる可能性もある。

ただし本事例でみたように、ソーラーシェアリング導入にかかる農地の一時転用手続きには、まず、申請書類の様式や手続き等の情報が必要となる。さらに、農地の一時転用許可には、営農の継続性が要件となることから、ソーラーシェアリング導入の検討段階から、普及センター等に相談しアドバイスを得ることが必要となろう。行政や農業研究機関、およびJA等の関連組織の積極的な関与が求められている。

(おだ しほ)

(注)農用地区域内農地、甲種農地、および第1種農地に関して、13年3月31日の農林水産省通知により、ソーラーシェアリングに伴う農地の一時転用の許可の対象となることが明示された。農林水産省通知によると、許可の要件は、支柱が容易に撤去できること、太陽光発電システムの導入により、農産物の品質が著しく劣化しないこと、生産量が2割以上減少しないこと等である。これらの要件が満たされていない場合、3年ごとの更新時に許可が下りない。

農林金融2014年 8 月号

地域再生と協同組織金融機関

(古江晋也)

近年、地域再生、活性化への関心が地域金融機関で一段と高まっている。これらのテーマに注目が集まるようになった直接的な理由は、金融庁が地域金融機関に「地域密着型金融」の取組みを求めたためである。しかし、地域社会が衰退しているなか、「地域再生、活性化に取り組まなければ、自らの存続はありえない」という危機感が高まっていることもその背景にある。

本稿では石巻商工信組、大東京信組、秋田県信組、飛騨信組(登場順)の4つの信用組合へのヒアリング調査を中心に、協同組織金融機関における「事業再生支援」と「地域の面的再生」の取組事例を概観した後、これらの事例を踏まえ、協同組織金融機関が地域再生に取り組むうえで欠かせない視点を検討している。

農地集約で穀物自給を目指す中国

(阮 蔚)

中国は2013年末に主食穀物の自給を堅持する方針を打ち出したが、生産コストの上昇、人民元高等で穀物の国際競争力が低下し、コメ、小麦の輸入増加に直面している。問題の本質は農業労働力の過剰がもたらす経営規模の零細性であり、農地集約を通じた規模拡大が喫緊の課題となった。中国は、雇用労働を用いる大規模農場ではなく、家族の労働力だけに頼る適正規模の穀物専業農家、いわば「家庭農場」の育成を選択した。

その達成には、すでに出稼ぎに出ている2億人以上の農村労働力を再び農業に戻ることのないように都市部に定住させたうえで、さらなる農業労働力の農外移出も必要となる。中国は食糧安全保障を守るため、農業だけでなく、社会構造改革も進めようとしているのである。

農林金融2014年 9 月号

鹿児島県島嶼部および沖縄県における

甘しゅ糖生産と農協の取組み

(岡山信夫)

台風や干ばつの常襲地帯である鹿児島県島嶼部および沖縄県本島・離島において、さとうきびは代替困難な基幹作物として重要な作物である。

砂糖は内外価格差が大きいため、砂糖の価格調整制度により保護されている。

農協では制度自体の効率的な運営に資するため、さとうきび生産者の代理人として交付金事務に携わり、さらに、関連団体とともに農地集積や生産者の組織化と機械化を推進し生産の効率化を図っている。

また、沖縄県の離島には8つの含みつ糖(黒糖)工場がある。そのうち5工場は農協が運営するものであり、離島経済の根幹をなすさとうきび生産を維持するため地元行政および組合員の負託に応え、その役割を発揮している。

EU共通農業政策(CAP)の2013年改革

(平澤明彦)

2013年CAP改革は、農産物の国際的高値やWTO交渉停滞の下で、財政削減圧力などEU内の要因を反映して形成された。交渉には欧州議会が初めて本格的に参画した。2014-20年のCAP予算は13年の名目水準より削減、本格実施は15年からである。

直接支払い制度は刷新され、予算維持のために多面的機能と公平性を重視した新たな展開(グリーンング、目的別支払いの導入、過去実績方式の廃止、加盟国間および／国・地域内の平準化、柱間双方向の予算移転)となった。市場政策ではワイン以外の生産調整が廃止され、緊急時の施策と財源が明確化・拡充された。農村振興政策では目標とプログラム策定の仕組みが他の欧州構造・投資基金と共通化された。条件不利地域は自然制約地域に移行し、またリスク管理施策が新設された。

農林金融2014年 9 月号

消費構造変化と農協の青果物販売事業

(尾高恵美)

農業経営環境が厳しくなっていることを背景に、農協の販売力への生産者の期待が高まっている。

本稿で取り上げた青果物では、消費量は長期的に減少するなかで、外部化、周年化や購入単価の幅の拡大といった消費の質の変化がみられる。一方、産地では、青果物の供給を担う大規模生産者と地域を支える小規模生産者が併存している。

本稿では、消費や産地の変化に対応した販売事業を展開する3つの農協の事例を取り上げた。事例では、消費の変化を捉えて青果物の価値を産地の交渉力強化に結びつけている。

販売力の強化には、農業経営の方向性に応じた生産者の組織化、価値を交渉力に結びつけるための職員の専門性の向上、情報発信力の強化、鮮度保持機能が重要となることを事例は示唆している。

農林金融2014年 9 月号

オストロムのコモンズ論からみた 水産資源管理のあり方

(田口さつき)

水産資源をはじめとするコモンズの管理は、国家あるいは市場で行うべきという議論がある。特に、理論やモデルを重視する論者は、自主的な資源管理の取組みを軽視する傾向がある。

しかし、コモンズについて研究を進めたエリノア・オストロムは、モデルを重んじる資源経済学者らに対し、ゲーム理論を用いて、自主的な管理が有効な方法の一つであることを示した。

この過程のなかでオストロムは、コモンズの悲劇など、過度に抽象化されたモデルにより政策を決定することの危険性も指摘した。このようなオストロムの主張は、日本の水産資源管理政策でも踏まえるべき重要な視点が数多く含まれている。

金融市場

2014年 8 月号

潮流 成長戦略と農業改革

情勢判断

持ち直しも散見されるが、消費動向は総じて鈍い

情勢判断(海外経済金融)

- 1 回復基調が続く米国経済
- 2 ユーロ圏の所得動向とそのマクロ経済・市場への影響
- 3 先行きも緩やかな景気回復が想定される中国経済
- 4 緩和マネーの流入が依然続く新興・資源国

今月の焦点

適格機関投資家等特例業務の見直しによる再生可能エネルギー市民ファンドへの影響と今後の展望

分析レポート

日本の財政⑥：公共事業関係費

連載

- 1 指標観測
消費者態度指数
- 2 米国の経済指標を斬る！
労働参加率

海外の話題

「厚切トースト」

2014年 9 月号

潮流 金融政策の季節到来

情勢判断

実質所得の目減りもあり、反動減からの持ち直しは鈍い

情勢判断(海外経済金融)

- 1 回復基調を維持する米国経済
- 2 力強さが目立つ英国の景気回復は持続可能か？
- 3 持ち直しの動きに足踏み感が見られる中国経済
- 4 株高・通貨安の新興・資源国市場

経済見通し

2014～15年度改訂経済見通し

連載

- 1 指標観測
商業販売統計
- 2 米国の経済指標を斬る！
長期失業者

みかんで儲ける！

佐賀県農業協同組合 佐城地区中央支所 果樹課 赤瀬川 智

「聖目」(シェンムー)とは、中国語で“聖なる目標”の意をいう。これは、先般行われた第1回地域営農ビジョン大賞において優秀賞を受賞した、大和みかん生産組合(佐賀県佐賀市)の若手果樹後継者組織の名称である。

大和みかん生産組合は、地域のみかん農家が主体となって構成している「果樹地帯型集落営農組織」であり、運営委員会を中心に生産から出荷販売まで組合員自らの責任で判断し、その結果に対して課題解決に向けた協議決定を自ら行うという民主的運営を理念とした組織である。

同組合では、117戸の農家が年間約5,000トンの温州みかん、中晩柑類を生産販売しており、独自のみかんブランド“あんみつ姫”は高品質と安定的なロットによる有利販売により、市場からも高い評価を得ている。

特に貯蔵みかんについては、個々の農家が所有する昔ながらの貯蔵庫で徹底した貯蔵管理がなされており、年明け1月中旬から4月上旬にかけて市場へ出荷され、じっくり寝かせた貯蔵みかんの深い甘さとコクは今や産地の特色となっている。

聖目は、平成13年に当時の若手果樹後継者で組織され、会員数は現在14名、平均年齢は31歳という若い年齢層で構成されている。定例の勉強会をはじめ、県内外の優良みかん産地視察、耕作放棄地の解消、貯蔵管理技術の改善に向けた調査検討、「農家の顔が見える売り場」づくりのための販促活動や販促用DVDの作成等、産地における会員の担い手としての役割は大きく組合員からの期待も大きい中

で、代表のリーダーシップのもとその役割を会員全体で認識し将来のビジョンを描きながら意欲的に活動している。

聖目が担う役割として、まずは耕作放棄地対策がある。国の耕作放棄地再生事業を活用した放棄地解消への取り組みでは、同市のみかん放任園148aを会員6名が引き受け役となって青島温州の栽培に取り組んでいる。これは、高齢化による組合員数の減少に伴う生産量の減少を防ぐため、自らの時代にみかん産地を維持するための取り組みである。

また、新規就農者対策も欠かせない。地域の就農見込者への勧誘についても会員が積極的に行い、昨年度は2名の果樹後継者が就農し、今後も後継者の就農が見込まれる。若手就農者に対しては聖目への加入を促し、「一緒に“あんみつ姫”を作ろう」と就農したくなる雰囲気アピールする。

このような取り組みができるのも、現在の主力である父親世代が魅力ある果樹産地をしっかりと築き上げてきたからである。過去には輸入オレンジの自由化や生産過剰による価格低迷等、様々な苦勞を乗り越えてこれまでの産地確立に至っている。“あんみつ姫”を作れば生計を立てることができる、儲けることができる」と農業を続けてきた成果が、若手にしっかりと受け継がれている。諸先輩方の技術を受け継ぎ、“あんみつ姫”作りの匠となって新たなイノベーションを起こすべく今日も会員一同切磋琢磨している。

(あかせがわ さとし)

農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2014年9月号(第44号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12
Tel.03-3233-7748 Fax.03-3233-7791
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:itazaki@nochuri.co.jp